

## 入札公告

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

足利市長 早川 尚秀

### 1 入札対象工事

工事名	足利市斎場 待合棟2・式場棟建設工事（電気設備工事）
工事場所	足利市 新山町
工期	令和6年3月29日まで
工事概要	・待合棟2 木造 平家建 延床面積606.49㎡ 一式 ・式場棟 木造 平家建 延床面積493.41㎡ 一式 建設に伴う電気設備工事 一式
予定価格	¥57,490,000-（税抜）
その他	この工事の入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法により行う。

### 2 入札参加形態

単体による参加

### 3 入札に参加できる者に必要な資格要件等

本工事の入札に参加できる者は、足利市の入札参加資格（建設工事）を有し、開札日当日において次の要件を満たしている者であること。

要件		要件適用の有無	内容	
ア	足利市の令和5・6年度入札参加資格（建設工事）において右に掲げる認定及び格付を受けている者であること。	■有□無	工種	電気工事
			格付	—
			許可	特定建設業 ただし、電気工事業の許可を有して3年以上であること。
			総合点数	—
イ	右の要件を満たす営業所がその地域内にあること。	■有□無	足利市内に本店があること。	
ウ	完成引渡しが完了した右に掲げる同種・類似工事を元請けとして施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。	■有□無	平成14（2002）年度以降に完成引渡しが完了した足利市又は足利市水道事業の発注であって、延床面積500㎡以上の新築の電気工事又は請負金額3,000万円以上の改修の電気工事	
エ	右に掲げる国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。	■有□無	一級電気工事施工管理技士の資格を有する技術者を監理技術者として専任配置できること。	

オ	完成引渡しが完了した右に掲げる同種・類似工事を元請けとして受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事において主任技術者又は監理技術者として施工した経験を有する者を主任技術者又は監理技術者として本工事に配置できること。 なお、当該工事の契約工期全般にわたり従事していることを原則とする。	■有□無	平成14（2002）年度以降に完成引渡し完了した足利市又は足利市水道事業発注の請負金額1,000万円以上の電気工事
カ	構成員のいずれもが、本工事に係る設計業務等の受託者である右に掲げる者と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。 （※1）	■有□無	株式会社フケタ設計
キ	構成員のいずれもが、右に掲げる工事を施工中（建設工事共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	■有□無	・足利市斎場 火葬棟・待合棟1 建設工事（建築工事） ・足利市斎場 火葬棟・待合棟1 建設工事（電気設備工事） ・足利市斎場 火葬棟・待合棟1 建設工事（機械設備工事）

※1 資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。

- ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていること。
- イ 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていること。

#### 4 一抜け方式に係る入札条件

1の工事は一抜け方式に係る入札で、対象工事、開札順位は下表に掲げるとおりとし、先に開札した入札の落札候補者（建設工事共同企業体の構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする建設工事共同企業体を含む。）がしたその後の入札は無効とする。

また、本体工事である建築工事が不調・中止となった場合は、関連する設備工事を中止する場合がある。

入札要件適用の有無	■有 □無
工事名及び工事箇所等	開札順位1 足利市斎場 待合棟2・式場棟建設工事（建築工事） 足利市新山町
	開札順位2 足利市斎場 待合棟2・式場棟建設工事（機械設備工事） 足利市新山町
	開札順位3 足利市斎場 待合棟2・式場棟建設工事（電気設備工事） 足利市新山町

#### 5 入札日程等

入札参加申請書交付方法	足利市ホームページからダウンロードとする。 <a href="http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/">http://www.city.ashikaga.tochigi.jp/</a>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

入札参加申請書提出期限	令和5年6月13日 午後4時まで (「足利市の休日を定める条例」に規定する休日(以下「市の休日」という。)を除く。)	電子入札システムにより事後審査型条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)参加申請書(電子入札用)を添付の上、提出すること。
入札参加申請確認通知	令和5年6月14日	電子入札システムにより通知する。
設計図書の閲覧	本公告日から 令和5年7月13日まで	足利市ホームページからダウンロードとする。
設計図書及び入札に関する質問	令和5年6月13日まで(市の休日を除く。)に書面等により提出	質問書の配付は、足利市ホームページからダウンロードとする。 提出場所：足利市役所 行政経営部 契約管財課 提出時間：午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。) 提出方法：持参、FAX 又はメールによる。 FAX 又はメールの場合は、契約管財課へ事前連絡を必要とする。 FAX：0284-22-0550 メールアドレス： keiyakukanzai@city.ashikaga.lg.jp
設計図書及び入札に関する質問の回答	令和5年6月15日までに足利市ホームページに掲載	
入札方法	足利市電子入札実施要領に基づく電子入札。電子入札システムにより入札金額を入力し、「積算内訳書」を電子入札システムの添付機能により添付し提出すること。	積算内訳書の配付は、足利市ホームページからダウンロードとする。
入札書到着期間	令和5年6月23日午前8時30分から令和5年6月29日午後4時まで	
評価項目算定資料の提出	令和5年6月30日	評価項目算定資料の配付は、足利市ホームページからダウンロードとする。 提出場所：足利市役所 行政経営部 契約管財課 提出時間：午前9時から午後4時まで (正午から午後1時までを除く。) 提出方法：持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
価格以外の評価点の公表	令和5年7月10日	

疑義の照会の受付	令和5年7月11日まで（市の休日を除く。）に書面により提出	価格以外の評価に係る疑義について（様式第5号）の配付は、足利市ホームページからダウンロードとする。 提出場所：足利市役所 行政経営部 契約管財課 提出時間：午前9時から午後4時まで （正午から午後1時までを除く。） 提出方法：持参とし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
疑義への回答	令和5年7月12日までに照会者に対して書面により回答	
価格以外の評価点を修正した場合の公開	価格以外の評価点の修正があった場合は、令和5年7月12日までに足利市ホームページに掲載	
開札日時	令和5年7月14日 午前9時30分	
開札場所	足利市役所本庁舎5階入札室	
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	低入札調査基準価格が設定されている。	低入札調査基準価格の算定にあたって、本工事は「設備工事」に該当する。
電子くじ	適用 総合評価点が最も高い者が2以上ある場合には、電子入札システムによる「電子くじ」により落札候補者を決定する。	
開札立会人	入札参加者は開札に立ち会うことができる。	
入札参加資格要件 確認申請書等の提出日	提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）	提出場所：足利市役所 行政経営部 契約管財課 提出時間：午前9時から午後4時まで （正午から午後1時までを除く。） 提出方法：持参
落札の可否	確認申請書等の提出期限日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。）に電子入札システムにより通知する。ただし、審査に疑義が生じた場合、低入札調査基準価格を下回る入札があった場合又は落札者の決定について学識経験者の意見聴取を行う場合はこの限りでない。	

（注）開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

## 6 入札保証金等

入札保証金	免除します。
契約保証金	10%以上
支払条件	前 金 払：する 中間前金払：する 部 分 払：する ※部分払の支払い回数は、契約規則による。 ※中間前金払と部分払については、契約締結時にいずれかを選択する。

## 7 入札の無効

足利市契約規則（昭和51年足利市規則第23号）第10条、足利市電子入札実施要領第12条の規定に該当する入札は無効とする。

## 8 総合評価点算定基準

### (1) 総合評価点の算定方法

総合評価点は、予定価格の範囲内で申込みがあった者のうち、入札書が無効でない者及び足利市低入札価格調査制度実施要綱第5条第3項において失格となっていない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{価格以外の評価点} + \text{施工体制評価点} \quad (0 \text{点又は} -10 \text{点})$$

### (2) 価格点及び評価点の配点

配点は、次のとおりとする。

ア 価格点	100点
イ 価格以外の評価点	25点
ウ 施工体制評価点	0点又は-10点

### (3) 価格点の算定方法

ア 価格点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低価格} / \text{入札価格} \quad [\text{小数点以下第4位四捨五入}]$$

イ 最低価格及び入札価格は、次のとおりとする。

(ア) 全入札者（入札書が無効でない者）が、低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者である場合

最低価格 各入札者の入札価格（消費税等を含まない。以下同じ。）のうち最低の金額

入札価格 各入札者の入札価格

(イ) 全入札者（入札書が無効でない者）のうち、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者がいる場合

最低価格 低入札調査基準価格（消費税等を含まない。以下同じ。）

入札価格 低入札調査基準価格以上の価格で入札を行った者は各入札者の入札価格

低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は低入札調査基準価格

### (4) 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、別紙「価格以外の評価点の算定方法及び評価基準」に定める評価項目について評価を行い算定する。

なお、価格以外の評価は、特定建設工事共同企業体に係る入札にあっては代表者を対象として行う。

## 9 その他

(1) 別紙「事後審査型条件付き一般競争入札（施工体制確認型総合評価落札方式）共通事項 電子入札用」に示すとおりとする。

(2) この工事は、本体工事である「足利市斎場 待合棟2・式場棟建設工事（建築工事）」の附帯工事である。本体工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による足利市議会の議決を要するため、議会の可決が経られず、本契約とならなかった場合は、発注者はこの契約を解除する場合がある。この場合において、発注者は、受注者に対して、契約解除により生じた損害を負わないものとする。

(3) 公告及び工事内容についての詳細及び不明の点については、次に照会すること。

公告及び工事の内容	足利市役所 行政経営部 契約管財課	電話 0284-20-2119
-----------	-------------------	-----------------